

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

新制度スタートでチャンスに向かって前進/市川拓也	1
松方理事長対談シリーズ (10) 新たな公益法人制度と助成財団の目指す方向	2
TOPICS 2007年度会員の集い/ —新公益法人への移行に関するチェックポイント—	7
助成財団有志による研究活動 5 「関西財団の集い」について	10
新刊「助成団体要覧2008」刊行	11
インフォメーション/編集後記	12

今年12月に新たな公益法人制度がスタートする。公益法人の制度改革についてはこれまで長年にわたり議論が重ねられ、対象範囲の変更を含めて紆余曲折あったものの、公益法人税制とガイドライン（春頃を予定）によってようやく新制度が整う。これで明治29年以来的抜本的改革となる今回の制度改革は完結することになるが、新たな制度の幕開けという意味では新公益法人元年ということもでき、公益法人関係者や新たに公益活動を行なう法人を設立しようとする者にとって、今年は大切な一年となろう。

新制度の目玉は何と言っても、主務官庁制の廃止と公益認定等委員会の設置である。これまで所管官庁による指導監督により活動が一定の制約を受けてきたとの見方に立てば、新制度のもとではこれらの制約から解放されることになる。例えば、助成財団にとって財産の管理・運用は根幹にかかわる部分であるが、所管官庁に基本財産の取り崩しの判断を仰ぐといった作業は不要となり、法人内部のルールによって決定できるようになる。事業拡大を目指して資産運用を積極化することも、逆に安全を最優先することも法人次第となる。所管官庁へ大きく依存してきた法人には心細いであろうが、寄付者等から財産管理を受託した者の責任として自ら考え判断することが求められるようになるのである。助成プログラムについても、フィードバック等を通じて助成事業を常に見直していくことが要請されるに違いない。

新制度スタートで チャンスに向かって前進

（株）大和総研公共政策研究所主任研究員

市川拓也いちかわたくや



“自ら考える”ということに関していえば、今後は助成事業の内容そのものだけでなく、ステークホルダーへの情報提供についても一層の工夫が求められよう。誰にどういうかたちで助成し、その成果はどうだったのか、社会的にどういう意義があるのかなどについて、これまで十分に伝えられてきたとは言いがたい。人知れず行なわれる善意の活動を美学と捉えることもできるが、活動内容がうまく世間に伝わらないとなると、本来得られるはずの社会的利益なり、事業に対する評価なりを十分得られないことも考えられる。新制度スタートとともにこれからは、事業の一環として自ら積極的に多くの人に関心をもってもらうべくアピールすることも助成財団の重要な仕事になろう。

もっとも、新公益法人制度に適合すること自体あまくはないはずである。財団の形態によっては公益認定の要件にあてはまらないところがでてきても不思議ではないだろう。しかし、だからといって卑屈になってはいけぬ。非営利一般法人であれば、その“自由さ”を最大限に発揮し、認定要件を満たしながらでは到底不可能な事業も可能となると考え、前向きに捉えることが賢明である。いずれにせよ、これを契機として助成財団には自ら考え行動し、なおかつ、積極的に情報発信していく姿勢が必要となる。多くの助成財団にとって、新制度スタートの年が新たなチャンスに向かって前進する年となるよう期待したい。

松方理事長対談シリーズ (10)

新たな公益法人制度と 助成財団の目指す方向

財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男氏

新年を迎え、2008年はいよいよ公益法人の新制度がスタートします。新年号は、この制度改革に初期の段階から深く関わられ、私たちの公益法人界を強力なリーダーシップでリードされてこられた公益法人協会理事長の太田達男氏にご登場いただきました。ご自身の体験を踏まえこのたびの制度改革を振り返り、今後の助成財団への提言まで話の内容は多岐にわたりました。

公益法人との関わり

松方：新たな年を迎えいよいよ公益法人制度改革実施の年となりますが、本年もよろしくお願いたします。

太田：こちらこそよろしくお願いたします。

松方：太田理事長には昨年11月、助成財団センター会員の集いで一般の公益法人制度改革についてのご講演をお願いしましたが、大変わかりやすくお話しいただき改めて感謝申し上げます。また、私たち公益法人界のまさに第一人者として日々八面六臂のご活躍をしていられることに感銘を受けております。

太田理事長はどのような契機で、公益法人と関わられるようになったのか、始めに教えていただけますでしょうか。

太田：私は平成12年に公益法人協会の理事長に就任いたしました。8年近くになります。なぜ公益法人の世界に入り、公益法人制度改革に深く関わるようになったかと申しますと、二つのDNAがあると思います。一つは公益法人協会そのもののDNAです。昭和47年に渡辺昌夫という町の印刷業をされていた方が、私財を500万円出して、財団法人公益法人協会を設立されました。この渡辺さんは反骨精神の旺盛な人で、「公益法人というのはどうも官に牛耳られ腐るとるから、公益法人は浄化されなければならない」とおっしゃっておられました。これが公益法人協会のDNAとして脈々として受け継がれているのではないかなと思います。

昭和50年代の半ばに公益法人制度改革のための研究会（公益活動調査研究会：座長・林修三氏）を立ち上げまして、約5年かけて昭和61年に公益法人と公益信託を一緒にした公益基本法という大綱（提言）を発表しました。これは今みまし

ても当時としては非常に斬新なアイデアが盛り込まれています。たとえば法人は簡便な認可主義で設立する、公益認定要件ははっきりと法律に定めるとされ、さらに公益性の判断は有識者からなる第三者委員会が判断するということなどです。こうした考え方が現在の公益法人制度改革に受け継がれているのではないかと思います。ところが公益法人協会の主務官庁は当時総理府（現総務省）なのですが、その総理府があわてまして、「民法の改正というのは法務省の所管である。総理府の所管する法人が他省のことに口を出すのは何事か」と、大変叱られたらしいのです。そしてせっかく作られた公益法人基本法の大綱は封印されてしまいました。しかしこの大綱は新しいアイデア、理念をもっていましたから、それらが考え方として協会の中に受け継がれてきていると思います。

それからもう一つのDNAは、私個人のDNAです。私は当時三井信託銀行におりまして、そこでは本来の信託業務開発を中心に仕事をしていましたが、その中に公益信託というものがあります。公益信託の法律は以前からあったのですが、それを実際に行うためのいろいろな諸手続の規則がなかったため実例は一件もありませんでした。

そこで私は昭和47年に「公益信託にスポットライトを」という論文をある雑誌に寄稿しました。ちょうどその頃公益法人協会が設立され、この公益信託実用化というプロジェクトに、公益法人協会、信託協会、経団連が一緒に取り組んでくれました。

それで各省庁に働きかけて、諸手続の規則等の整備に取り組みはじめたのが昭和50年頃でした。当時の三木首相にも陳情



おおた たつお
太田 達男 氏



(財)助成財団センター理事長
まつかた こう
松方 康氏

して実現させました。そんなきっかけから公益法人界の方々とも親しくなりました。前後10年近くお付き合いをさせていただいていたのですが、昭和50年代半ばに信託業務開発の担当から外れまして、以後しばらくは接触がありませんでした。私が68歳で銀行を退職するときに、公益法人協会の先々代の理事長がそれを聞きつけまして、是非就任してくれないかとお申し出がありました。私も協会の仕事は大変意義のある仕事であると思っておりましたのでお引き受けいたしました。そうした中で制度改革を迎えたわけでして、多少牽引車的なことをやれたというのは、ここら辺のことがあったのではないかと思います。

——公益法人制度改革の変遷とその評価——

松方：一方で公益法人制度改革の問題での政府・国の考え方の変遷はどのようにみていったらよろしいでしょうか。

太田：国の考え方は、非常に変わってきたと思います。土光さんの第二臨調以降は特殊法人を作ることが非常に厳しくなった。それに対して公益法人は、主務官庁が許可をするだけでつくることができる。その気になればいくらでも作れるわけです。そこに天下りの温床、癒着というような構造ができた。あるいはお金をため込んで本来の目的のために使っていないのではないかとあって、平成8年にいくつかの財団、社団法人がやり玉に挙がりました。行政改革において、公務員、特殊法人ときて最後は公益法人制度改革というのが当時の与党3党（自民党と社会党、新党さきがけ）の考え方だったわけです。

平成12年になりますといわゆるKSD（財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団）事件が起きました。KSD財団は理事長が労働省出身で、その人が財団を私物化して、やりたい放題のことをした。これは国会やマスコミで大問題になりましたし、公益法人は伏魔殿だと言われました。そのために公益法人改革のトーンがそれまでとは少し変わって、これは制度が悪いということになりました。公益法人に対して監督を厳しくしたり、規制を強化したりするべきだという動きが出てくるんですね。制度改革の対象は当初主に行政委託型の公益法人の改革だったんですが、それが他の一般の公益法人についても見直すということになり、それが平成12年

の12月に閣議決定（「行政改革大綱」）で確認されます。これが今回の公益法人制度改革の直接の発端になるわけです。

私はちょうど平成12年の4月に公益法人協会の理事長になりましたので、最初から公益法人制度改革に巻き込まれていたということになるわけです。私どもが考えますに、KSD事件のようなものはごく少数なわけです。誰が考えても大多数は汗水流してまじめにやっているのですから、公益法人は伏魔殿というような観点から規制を強化する、しかも行政改革の一環として公益法人制度に手を付けるというのは、おかしいのではないかと、以後その様に訴え、働きかけを行ってきました。

公益法人は民間の公益活動を推進する大きな担い手であって、それを支援する、やりやすくするそのような法律の整備や税制が必要と考えており、平成13年3月に読売新聞の「論点」に「公益法人制度改革 求められる視点」（参考としてP.6に掲載）という論文を発表しました。またそのころに中間法人法制定の動きがありまして、私も法制審議会などに参加したり、国会に参考人として呼ばれたりしました。そのときにも中間法人法を作るのは良いが、その先にあるのは公益法人制度改革である。公益法人制度を将来の世代に今のまま放置することは許されない、改革をすべきだ、とそういうことを述べました。そうする中で規制を緩和して公益法人の活動を今よりもやりやすくする方向へ向かうべきだという動きが徐々に出てきました。今それが少なくとも公益法人制度改革に対する大きな流れとなっているんだろうと思います。

松方：そうした太田理事長をはじめとする公益法人側からの働きかけによって、今ようやく新しい公益法人制度ができあがりつつあります。この制度改革を振り返って太田理事長が現時点で採点するとすれば何点くらいになりますか。

太田：これは点の付け方が非常に難しいですね。相対的に点を付けるのか、絶対的に点を付けるのか、それによって大きく違ってきます。万世一系の天皇がこれを統治するという明治憲法の時代にできた公益法人制度から比較すれば、これはもう一歩も二歩も三歩も前進したわけですから、相対的には高い点数を付けられると思います。一方でそれでは絶対的にみた場合はどうか、すなわち本当に民間の公益活動を推進す

松方理事長対談シリーズ (10)

新たな公益法人制度と 助成財団の目指す方向

るために役立つ制度かどうかは、今少し状況を見てみないと何とも言えないというところが率直な印象です。法律そのものの理念は先ほど申し上げたように、私はいいと思います。公益認定法の第一条に民間の自発的な公益活動を推進することが公益の増進にとって必要だとはっきり言っているわけです。ただしあまりに細かい点にまで規制の網がかかっている、しかもそれが相当難しい。一般国民にとってはなかなかわかりにくい要件に対していろんな網をかぶせています。そういうところが果たして本当に利用しやすい形として、実際に利用していただけるものなのか、ここはもう少しみていかないといけないと思います。

—— 制度改革に向け、助成財団への示唆 ——

松方：助成財団というのは、マニュアル通りといいますか、既定のものに沿って具体的に実務をきちんとやっていかなければならないという考えがあります。これからの助成財団のあり方を考えたときに、新しい制度改革を機に社会との関係で、もっと存在感を示せるようにしていかななくてはならないと思いますが、その点についてはどのようにお考えになっていますか。

太田：一ついえることは、助成財団に限らず、全公益法人にとって、今回の制度改革というのは、先ほど申しましたように大変厳しい制度になっているんですね。実際に実情に見合っているのかわからないという不安要素を抱えているんですが、一方で私は非常にいい機会だとも思っています。どの法人も設立後一定年数を経てこられて、本当はいろんな問題点が内在されているはずですが、しかしながら今まで前任者のやったことをそのまま踏襲してやるのが財団だというような考えがあったんじゃないかなという気がしています。それを今度の制度改革に際しては、いやでもいろんなものを全部見直さなければならない。目的や事業にしる、あるいは組織や機関にしる。そういう意味で助成財団だけではなく他の公益法人にとっても非常にいい機会を与えられたと思います。これは災い転じて福となすということではありませんが、ぜひこれをチャンスとして生かしていただきたいと思います。

助成財団についてあえて第三者として申し上げるならば、

科学技術の振興という今まではどちらかというと自然科学に対する助成というものに重点が置かれていました。戦後の歴史から見てそれは当然でありその頃は必要だったわけですが、現在はかなり政府が資金を出すようになった。限られた資源を有効に使うという観点から考えれば、やはりこれからはもう少し地域に密着した、例えば福祉、環境、子育て支援、教育などの問題に対する市民活動への助成を考えられないかと思います。今は地域が荒廃していますが、そこへの支援は同じ金額でもずいぶん大きな価値があるんですね。福祉などだったら、それこそ10万、20万円でも大変喜んでくれるんですね。しかもそれを有効に使ってくれる。

田中：助成財団センターの資料では、統計の取れる約650財団で、毎年約550億円という金額が助成金として活用されています。そのうち約5割が奨学金、約3割が自然科学、人文科学等への研究助成、いわゆる市民活動などへの活動・事業助成が残りの2割です。これからの日本の社会を考えると2割というのは少ない数字ですね。

太田：政府ではなかなかできないところに先に手をつけることができる分野こそ、民間の創造的な部分が活かされる分野だと思います。

一昨年スコットランドのグラスゴーで国際会議があり、現地のカーネギー財団の方のスピーチが大変印象的でした。彼らは申請をもらって助成をするというパターンを2、3年前にやめて、これからは自ら地域に行き、この地域ではどういうものが不足しているのか、どんな課題があるのか、どういうところに援助すればいいのかを自分たちが発見してそしてそれに対する助成を行う形に変えたと言います。場合によっては一緒にできる地場の慈善団体を見つけてお金を出すからプロジェクトをやらないかという形で支援をすると言っていました。

田中：日本の助成財団の多くは財団側がプログラムを決めますね。もちろん社会のニーズに応え得るプログラムを開発してきていますが、言い換えれば出来合いのプログラムを提供して、これに合う方はどうぞ応募してくださいという形になりがちです。一部実施はされていますが、今後は逆に市民活動側など助成を受ける側からの提案、こういうことをやりたいが助成してくれる財団はないか、というような提案を受け



対談風景

入れられるプログラムを積極的に開発する必要があるのではないのでしょうか。カーネギー財団の考え方は更に踏み込んだやり方ですね。

松方：その窓口になってコンサルティングをするというのが助成財団センターの役割ですね。

田中：センターの機能として、何かをやりたい人がいて、それを支援してくれる財団を探すという機能が更に重要になってくる。今は電話での問い合わせなどで、適した助成財団を紹介することはやっていますが、やはり個々の財団の既定プログラムの中から選択せざるを得ません。制度改革への対応の中で、助成財団のプログラムの持ち方としてお仕着せ型ではなくて、多様な柔軟に対応できるプログラムを開発しておくことが重要になってくると思います。

税制改革の与える影響

松方：税制改正の方向が見えてきましたが、今回の税制改正ではいろいろな意味で財団が動きやすくなるということはあるのでしょうか。

田中：非営利一般法人の税制では、一定条件、要件の下では一部税の優遇が受けられるということですから、税制の面で考えれば必ずしも公益認定を受けずに、一般社団法人・一般財団法人に移行する選択肢も広がったということになりますか。

太田：今回の税制改革自体は公益法人税制、寄付税制両面で画期的なものと評価します。よくここまで決断していただいたものと敬意を表します。一定の一般法人にもそれなりの配慮がされて税制面からの選択肢が広がったといえるでしょう。

しかしながら一方でそれが画に描いた餅になる可能性もあります。というのはこの制度で公益財団・社団になるためには、公益認定を取ることが前提ですから、肝心の公益認定を取るところで非常にハードルを高くされると、現行の公益法人制度で特定公益増進法人にパスしたのと数的にあまり変わらない割合になるのではないかとこの悪夢に似た不安がよぎります。大多数の団体が公益法人に移行できないということでは何にもならないわけですから、そういう意味でも認定の運用のところをもう少し柔軟に考えていただくという方針でお願いしたい。

田中：内閣官房から一般法人にも税制優遇を配慮する要望がだされた経緯はどのようなものだったのでしょうか。

太田：おそらくその前からその方向で水面下の交渉は進んでいたんだろうと思いますね。

—新制度移行への準備と中間支援組織のあり方—

松方：太田理事長は、他のいくつかの公益法人の理事とか評議員とかを兼務されていらっしゃると思いますが、その財団の役員会では制度改革についていろんな意見や質問をされたりしていますか。また移行への対応の機運は進んでいるのでしょうか。

太田：そういうことを期待して理事になってくれ、監事になってくれとお願いするところが多いわけですから、よく相談されます。たとえばある財団は昨年11月に役員の改選期を迎えましたが、その際に理事については移行後も引き続きやっていただくという前提でお願いし、一方評議員は移行するときいったんお辞めいただき、移行後あらためて選出させていただくという条件付で改選を行いました。こういうふうには徐々に新制度に対応しての役員の選任などをやっていますね。移行問題の委員会を設置したところもあります。

田中：昨年8月のセンター会員アンケートでは、平成21年度内に公益認定申請する予定という財団が多かったんですが、実務的な細部はまだはっきりしないこともあり、直近では慌てて申請することはせずにじっくり検討し準備をすすめ、1年程度は様子を見てから申請した方がとの考えのところが出てきています。

松方：私どものような財団センターという中間組織は、これからの時代にどういうふうな役割を果たしていけばいいのか、もしご助言などがあればお聞かせいただけますか。

太田：いままでは主務官庁の顔色を窺って、主務官庁に相談をして、主務官庁がいいと言えればやるし、駄目と言われればできないということでしたが、これから行政の関与が少なくなるという状況に移行しますと、今度は自由にできる——もちろん自由とは言っても一定の限界というものがある——があります。そういうときに相談をするとか、支援をするという民が民を助けるというような機構が必要になると思います。

松方理事長対談シリーズ (10)

新たな公益法人制度と 助成財団の目指す方向

公益法人協会も支援するということでは同じ立場の中間支援組織です。海外の各国には必ずそういう機能をもつ中間支援組織がありまして、非常に大きな役割を果たしています。日本ではすでに助成財団センターや私たちの公益法人協会があり、それなりの役割を果たしてはいますが、今以上に高度な機能が求められることになると思います。全国的に全ての民間の公益活動を支援するナショナルな団体と地域での支援団体、あるいは芸術文化、福祉、教育といった分野別に支援をする組織などがたくさん出来てくるということも考えられますし、またこれからは必要だと思うんですね。

田中：助成財団センターでは今後の活動の柱として、たとえば、教育・奨学・福祉・環境といった助成分野別の集まり、意見交換・研究の場をつくることを検討し、一部実施しています。

松方：公益法人協会として新制度に移行するにあたって、協会としての方向性とか考え方はどのようなものでしょうか。

太田：公益法人協会自体も公益法人改革施行を機会に総点検をして、見直すべきは見直して新しい協会に脱皮していくことが必要だと思います。職員には第二の創業期であると話しています。

今度の制度改革では、一般法人でも公益法人とほとんど差がないような公益活動をおやりになるところもあるでしょうし、社会貢献を大きく捉えれば社会福祉法人もNPO法人もありますから民間の公益活動全体の活動を見すえて、ビジョンを書く必要があるのではないかと思います。一方で一般法人には同窓会のような共益団体もあるだろうし、まさに株式会社と変わらない私益型法人も出てくるでしょう。その結果一般法人というものは法人の垣根になるだろうと思います。そうすると公益法人とあまり変わらない活動をしている一般法人が、一般法人というカテゴリーと一緒にいることについて不安や鬱積した気持ちを持つようになってくるのではないかと思います。そういう時に、公益法人協会の会員になっていけば、「公益法人」ではないけれども広い意味での社会貢献を担う組織なんだという安心感をもっていただくというような観点で、協会を利用しても構わないかなと思っています。

松方：この制度改革は大きな転機ですから、助成財団は事業

の見直しも含めて前向きに対処していくことが大切になりますね。これからもいろいろご指導いただきたいと思います。今日はお忙しい中本当にありがとうございました。

(文責：編集部)

〔参考〕平成13年3月2日読売新聞「論点」から
「公益法人改革 求められる視点／太田達男」

公益法人問題が社会の大きな関心を集めている。特にケーエスデー中小企業経営者福祉事業団（KSD）という財団法人の乱脈な運営と政治との不明朗な癒着が、今国会で大きな政治問題となっている。

政府はKSDを含む公益法人全般について、3月末までに総点検を行い、再びこのような不祥事が発生しないよう指導監督を強化すると報じられている。だが、約26,000の公益法人の大半は、こうした「不良法人」とは全く無縁であり、その設立の根拠法規である民法34条の精神ののっとなって、教育、学術、国民福祉、国際交流、生活環境等の向上を目的として、公益のために活動を続けていることを忘れてはならない。

例えば、1,000法人を超える奨学財団による奨学金は多くの日本人学生や海外からの留学生の支えになっている。また、自然科学研究に助成してきた助成財団が戦後果たしてきた役割はだれしもが認めるところだ。

家族介護者への支援事業も、最初に採り上げたのは財団だった。公益法人が社会に貢献している事例を挙げればきりが無い。KSDやその他不祥事を起こした公益法人も元来そのような性格のものとして設立されたはずだ。

財団法人は篤志家の寄付による財産を元手とし、また、社団法人は志を同じくするボランティア（奉仕的）な市民の集まりとして社会で大きな役割を果たしている。

それでは、一部とはいえ、なぜ問題のある団体が発生し、長年にわたり放置されたのか。原因の一端は、これらの公益法人の運営にあたる理事者が、本来受益者である社会、一般国民のためにその運営にあたらなければならないという基本的な認識を欠落させていたことにある。米国では、理事のことをトラスティー（受託者）と呼ぶことを想起すれば、何が原点であるかは明白だ。

長年にわたり事態が放置されたことについては、主務官庁の責任もある。公益法人は毎年度、事業計画、事業報告書、予算、決算などの書類を主務官庁に提出する。また、主務官庁は所管公益法人へ随時立ち入り検査もできる。公益目的を逸脱した事業の実施や不明朗な資金支出を見破ることは決して難しいことではなかったはずだ。

欧米においては非営利公益組織のことを第三セクターと呼ぶ。すなわち社会は、政府（第一セクター）、営利組織（第二セクター）と、非営利公益組織（第三セクター）から成るといってらえた。第三セクターは政府や営利法人がその性格上、直接なしえないが、社会の向上のため必要な公益的な事業を分担する重要不可欠な存在として認識されている。

公益法人制度が創設されて100年余り。21世紀の公益法人は非営利公益組織の一員としてどのような組織であるべきか。

まず、公益法人は、最高の透明性と説明責任が要求されるとの前提に立ち、情報開示を徹底して、受益者たる国民が事業を評価できるようなシステムを構築しなければならない。これにより真に公益的な法人と、一部の問題のある法人との識別が可能になる。

その一方で、公益法人の設立を、主務官庁による許可主義から、一定の基準に合致すれば自由に設立できる準則主義とすることなども検討すべきだ。こうしたことが、公益法人が本来、市民社会において果たすべき役割を促進させるグランドデザインとなるのではないかな。

公益法人を一律に問題のある存在と決めつけ、単に規制を強化するだけでは、小手先の対策に終わる可能性が高い。この機会に、公益法人制度の原点に立ち返り、民と官が真剣に見直しに取り組むことこそ、不祥事を二度と起こさないようにするために不可欠だ。

2007年度会員の集い

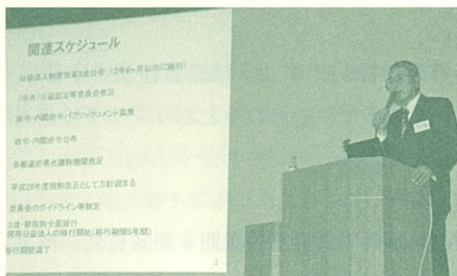
—新公益法人への移行に関するチェックポイント—
＝政令・内閣府令の公布を受けて＝



当センターでは、2007年度の「会員の集い」を11月21日午後、損保会館大会議室で開催しました。新制度実施のちょうど1年前というタイミングに、会場にはこれまで最多の200名を超える会員の皆さまが出席されました。

本年度は2006年6月に成立した公益法人制度改革関連3法に関する政令・府令が2007年9月に公布されたことを受けて、テーマを「新公益法人への移行に関するチェックポイント＝政令・内閣府令の公布を受けて」と題し、講師には公益法人協会の太田達男理事長をお迎えし、助成財団に絞り込んだ制度改革の内容を踏まえ、具体的な「移行スケジュールのチェックポイント」と「移行準備のチェックポイント」について、3時間を超える講演をいただきました。

助成財団センター松方康理事長は冒頭の開会挨拶で、環境変化に対応するセンターの4つの取組みとして、(1)新制度移行への提言書として「民間助成イノベーション—制度改革後の助成財団のビジョン—」を発刊 (2)「会員の集い」をはじめとする適切な情報の提供 (3)センター活動の一環としての助成分野別「部会活動」への取組み強化 (4)助成財団センターの今後のあり方を検討する「ビジョン構想委員会」の設置、について触れ、会員の皆さまははじめ助成を望まれる方々の期待に応えるセンター活動への決意を表明しました。



講演にあたっては、①太田講師作成の80ページに及ぶパワーポイント用レジメ「新制度移行 スケジュールとチェックポイント」、②現行寄付行為と公益財団モデル定款の逐条対比表、③新公益法人制度関係法令集 (3法及び政令・府令の合本版)、④事前の質問事項に対する回答一覧、等の充実した資料が配布され、これらの資料をもとに講演が進められました。

終了後のアンケートによりますと「これまでいろいろな説明会やセミナーに参加してきたけれど、今回のセミナーは助成財団に的を絞った説明で大変分かりやすかった」という声が多い中、「スケジュールのチェックポイント」については、ほとんどの方がその内容は参考になったと回答され、理解度

では6割の方が理解できた、1割強の方々がやや理解不足と回答されています。

「移行準備のチェックポイント」では財務・会計を含む主だった18のチェック項目について解説いただき、ほぼ全員の方が内容は参考になったと回答されていますが、理解できたと回答された方は4割で、約3割の方が理解不足と回答されています。

特に法律で使用されている紛らわしい用語に馴染みにくく、例えば「公益目的不可欠財産」「公益目的事業の用に供することを表示した財産」「公益目的事業により取得した財産」「公益目的事業を行うために保有している財産」「公益目的保有財産」「公益目的事業財産」「公益目的取得財産残額」「特定費用準備資金」など整理された説明がありましたが一度ではなかなか理解しにくいことも確かです。これらについてアンケートでは「具体的な財務諸表等に照らしての説明を聞きたい」との要望が多く出されています。当センターとしては機会を改めて2月にセミナーを開催する予定にしています。

なお、当日提出された主な質問事項について公益法人協会からの回答を以下に掲載しますので参考にしてください。

会員の集いはセミナー終了後、トヨタ財団の加藤常務理事の力強いご発声で乾杯、会場いっぱいの参加者の皆さまの間で熱心な交流が行われました。

Q. 諸規程の施行日：定款の施行日に統一するのか、改正がない規程は従前通りの施行日でよいのか？

A. 改正のない諸規定は従前の施行日でかまいません。

Q. 定款変更申請時に主務官庁及び行政官庁に提出する書類及び書式等についての解説。

A. ご質問の趣旨は2段ロケット方式の最初の定款変更時の書類のことでしょうか。その場合は、現行ルールによる定款変更になりますから、各主務官庁の定めている方法によることとなります。通常は新旧定款対照表、変更理由を付して認可申請書を提出することとなります。2段ロケットの2回目、1段ロケットの定款変更は、すなわち認定申請に行うわけですから、整備法 § 103②、同規則上11の規定に従うこととなります。詳細は「移行はわかり」（公益法人協会発行）p.41～43をご覧ください。

Q. 企業から過去に出捐された基本財産を債券運用し、その利息や売却益のみで助成事業をしている場合、その利息や債券売却益はやはり「公益目的事業に係る収入」ということでしょうか？

A. 運用収入は認定法 § 5六に規定する「公益目的事業に係る収入」には該当しません。対価を取る事業収入と理解しています。

Q. 個人の資格で（利益供与の観点から）

①多数の団体の役員、特に代表・執行理事を兼任できるのか？

②株式会社等営利企業の役員が、代表・執行理事になれるか？

A. ①できます。ただしA法人とB法人が競合関係にある様な場合、ある人がA, B双方の役員を兼ねることは、法律上禁じられてはいませんが、利益相反となる決議事項もありえますから、たとえその際議決に参加しないとしても、兼任はあまり好ましいことではありません。特に代表、執行理事の場合はそういえませぬ。

②基本的には問題ありませんがやはり①で述べたような事態を想定しておくことが必要でしょう。

Q. 当会は在日コリアン科学者に限定し助成を行ってきました。新制度移行にあたり「在日コリアン科学者に限定する」という項目が不特定多数の条件に影響することがありますでしょうか？

A. 「在日コリアン」はわが国社会の重要な構成要素であり、社会において十分な広がりを持つものと考えます。したがって、不特定多数の者の利益に該当すると思います。逆人種差別ではないかとの議論が出てくることも想定されなわけではありませんが、マイノリティ（日本

ではアイヌなど）に対する支援活動などはこの国でも公益活動と認められており、「在日コリアン科学者に限定する」事業が公益と認められないことはあってはならないと考えます。

Q. テキストの「会計監査人を設置するか」の文章は間違っていないでしょうか。

収益1000億円未満→1000億円以上

または、

いずれにも該当しない場合は設置任意→すべてに該当する場合は設置任意

が正しいのでは？

A. 会計監査人を置かなくてもよい場合として「政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合」と規定し（認定法 § 5十二）、そして政令で「～の合計額〇億円」と規定されています（認令 § 6）。

したがって「達しない場合」というのは〇億円丁度なら達していますから、設置しなければならないこととなります。逆に言うと未満なら設置は任意ということになります。また、「いずれも」というのはこの場合「すべて」が該当しない場合という意味ですから、逆に「いずれにも」該当しない場合は設置は任意ということになります。

どれか一つに達している場合は設置しなければなりません。

というわけで、テキストは設置任意を主体にして記述していますので、いわれるとおりすべてに該当するとすべきでした。

Q. 最初の評議員・理事等の任期を評議員会、理事会の開催時期に合わせ、6月としたいが、認定取得登記の時点と合わないため、任期途中で辞任ということにすれば良いか？

A. 任期を合わせるなら、その方法しかないでしょう。

Q. 現在の基本財産は、6号財産にすべきものであるが、それが認められない場合は8号財産とするということでしょうか。

A. 6号財産が認められない場合は、8号ではなく、7号財産が適当と思います。

（注）6号財産：公益目的事業を行うために不可欠な特定財産

7号財産：公益目的事業の用に供することを表示



した財産

8号財産：公益目的事業により取得し又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産

Q. 具体的に移行作業に着手すると不明な点が多々出てくると思うが、その様な場合、どこに問い合わせれば良いか？相談センターのようなところがあれば教えていただきたい。

A. 弊公益法人協会の無料相談室をご利用ください。面談相談（一回1時間程度、何回でも可）ですから、かなりの部分は解決できると思います。ただ、定款の一言一句を点検する、諸財務比率を一から計算するなどは、当相談室の時間的キャパを越えておりますので、この作業は自分でしていただくことになります。要は疑問点のみをお答えするものとご理解ください。また、助成財団センターでも相談を受付けています。

Q. 議事録書名人に関して、出席した代表理事とあるが、もし当日急に欠席となった場合、現定款では副理事長が代理できるとあるが、同じような対応が可能なのでしょうか？

A. 副理事長が代表理事でない場合はできないと考えます。したがってそのような事態が想定されるなら、複数名を代表理事としておくことが必要です。

Q. 会計基準について、新公益法人会計基準の強制使用はないとのことですが、所管庁によっては、新会計基準に則るように指導されていると聞いたことがあるが、他の会計基準は考えられるのか？

A. 強制はできないと考えています。法令の規定を充足し、要件とされるいろいろな財務的数値が正確に把握できていれば問題はないと考えます。

Q. 当財団は、収益事業を行っていないため、運用財産の利息収入のみで経営しており、利息収入が毎年大きく変動しているのが現状です。そこで収入が減少したときのため「事業積立資産」という科目で保有している財産があります。公益目的のためにしか取り崩さない規定等がありますが、具体的な使用目的は明確ではありません。このような財産は「遊休財産」とみなされるのでしょうか？

A. 公益認定申請をする時に、現有財産の仕分けをする必要がありますが、その際7号財産又は8号財産として表示することが認められると考えます。（遊休財産から外れる）

Q. 寄附と利息のみを収入としている法人に公益目的以外の事業支出はあるのでしょうか。管理での配賦のことでよく分かりません。

A. 経常的経費（つまり管理費）支出があります。総会・評議員会・理事会の開催運営費、登記費用などは、現在の当局の議論ではたとえ公益目的事業しかやっていないとしても管理費に配賦させる方針のようです。専務理事の役員報酬も全額公益目的事業費用に配賦することは認められないかもしれません。

Q. 財産（6号…など）遊休資産と現在の資産区分（正味財産、基本財産基金）の対応性がよくわからない。実例をあげて示してもらいたい。（財産目録での対比）

A. 認定法施行規則第22条第3項には正味財産から控除される財産の種類（つまり遊休財産とならない財産）を6種類記述しています。

貴財団のような場合、殆どの財産は下記①②ないし③に該当するのではないのでしょうか。該当しないものがあるとするれば、たとえば、ある年度の剰余金で①、②、③への仕分けがしていない現預金などぐらいではないのでしょうか。

① 公益目的保有財産

② 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

③ ①、②の特定の財産の取得又は改良に宛てるために保有する資金

Q. 理事・評議員が財団の委員会の委員または委員長を努めても良いのでしょうか？

A. どのような委員会か分かりませんが、役員等が委員会の委員、委員長をつとめてはならないということは基本的にはありません。

Q. 「不特定多数」「社会全体」には、日本国外居住者、日本以外の国も含まれるか？

A. 含まれます。

助成財団有志による研究活動 5

「関西財団の集い」について

複数財団の集まりはどうしても首都圏中心になりがちですが、「関西財団の集い」は発足して20年以上の活動を継続しています。現在、助成財団センターでは様々な分野での財団の研究会を計画しています。また今後各地方での財団の集まりを計画する際にも参考になるでしょう。一昨年に引き続き、その後の状況も含めてニッセイ財団の米田氏にまとめていただきました。

「関西財団の集い」は、原則として関西に拠点を置く財団法人で構成する任意団体であり、財団相互の交流を図るとともに、財団に関わる課題に取り組み、財団活動の発展に資することを目的としています。

平成20年1月1日現在、47財団が会員となっており、毎回各会員が輪番で世話役となっており、年2回、定例会を開催し、定例会以外にも、必要に応じ、セミナー等を開催しています（毎回必要に応じて会費徴収、入会費・年会費はなし）。

昭和61年4月発足以来、有志の会として、活動を続けてきましたが、財団を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成15年8月に、会則を制定するとともに、会員のうちから幹事を選任し、運営を協議するための幹事会を設置しました（現在13財団が幹事）。

各回の世話役は、幹事会で決定することになりましたが、定例会の運営は、基本的に世話役に一任しています。定例会では、各々の財団や親元の施設を見学したり、各方面からの講師の話の聞いたりするとともに、世話役財団の活動内容が紹介されます。また、毎回終了後、立食懇親会を開催し、情報交換や交流を進めています。

今年度は、7月に「関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団」に世話役をお願いし、財団活動紹介の後、雑誌「上

方芸能」代表の木津川計氏から、「大阪の都市格と都市力」についての講演を伺いました。都市格を定める条件は、文化のストック、景観の文化性、発信する情報（年中行事・名産等を含む）であり、大阪は残念ながら京都・神戸に比べてかなり評価が低い、とのお話がありました。都市格・都市力を高めるためには、文化の都市を構築することが必要であり、文化には、「含羞」「はにかみ」が重要、とのことでした。

また、直近12月4日は、「松下国際財団」・「松下幸之助花の万博記念財団」が世話役で、「松下電器歴史館」を見学し、両財団の活動も紹介いただきました。歴史館では、昭和10年に定められた社内規の一条「松下電器が将来如何に大をなすとも常に一商人なりとの観念を忘れず、従業員又其の店員たる事を自覚して質実謙譲を旨として業務に処する事」を始めとする、松下幸之助氏の思いやその功績に触れることができました（写真は、歴史館前での記念撮影です）。

公益法人改革を間近に控え、各財団とも何かと慌しい折ですが、関西で財団が情報交換する場は限られています。「関西財団の集い」は、貴重な情報交換の場として、また、適度な刺激と気分転換の場として、今後とも着実に活動していければと願っております。

（日本生命財団 常務理事待遇 米田隆）



助成団体要覧2008

——民間助成金ガイド——

いよいよ2月上旬発刊



掲載団体の皆さまへは2割引で頒布いたします。
発行後にご案内を差し上げますので、お待ち下さい。

今版の特徴

収録団体数1,044と大幅に増加（初めて1,000団体突破！）前版より123団体、130頁増！
新項目も大幅に追加され、情報量もアップ！

- ・ 助成事業規模を研究助成と事業助成、奨学金を給与奨学金、貸与奨学金に区別して表示、さらに海外、外国人への助成も掲載、個々の助成団体の助成状況がより詳しくわかるようになりました。
- ・ 個々の助成プログラムでは、応募件数、前年度からの継続分の件数・金額を表示、より具体的に助成状況が把握できるようになりました。

定価9,800円(税込み) 据え置き!!

(財)助成財団センター編集・発行
(株)ワールドプランニング発売
ISBN 978-4-948742-95-6 C2000 Y9333E

2007年10月発行
好評発売中!

民間助成イノベーション

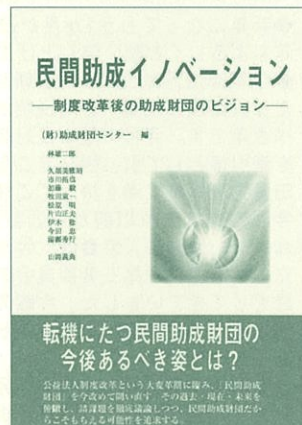
——制度改革後の助成財団のビジョン——

本体価格 3,400円 (税・送料別)

『助成団体要覧2008』の副読本として併せてご購入下さい。
本書は、これまであまり一般に知られてこなかった民間の助成団体の実態を、初めて系統だった情報を基に提供する我が国初の本格的論考集です。

目次

巻頭言	フィランソロビー実践のための七つの鍵 (林雄二郎)
第1部	「助成財団」とは何か —その思想と、歴史—
序章	助成財団とは何か (久須美雅昭)
第1章	助成財団の歴史 (久須美雅昭)
第2章	公益法人制度の大改革 (市川拓也)
第3章	研究助成財団のイノベーション (加藤 毅)
第4章	助成プログラムの創造と経営 (牧田東一)
第5章	市民活動の台頭とNPO法人制度 (松原 明)
第6章	メセナと芸術助成財団 (片山正夫)
第7章	企業の社会貢献活動の系譜 (伊木 稔)
第8章	資金提供者のニーズと助成のスキーム (今田 忠)
第9章	助成財団をとりまく環境変化と助成財団の課題 (今田 忠)
第2部	資料編
第10章	助成財団の基本統計 (湯瀬秀行)
第11章	助成対象課題の分析 (久須美雅昭)
特別寄稿	助成財団は新しい時代をどうむかえるか? (山岡義典)



〔編集・発行〕(財)助成財団センター
当センターまでFAXもしくはEメールにてお申し込み下さい。
FAX: 03-3350-1858 Eメール: pref@jfc.or.jp
書店からもお申し込みいただけます。
発売: 株式会社松籟社 (TEL: 075-531-2878)
ISBN 978-4-87984-851-2 C0030



I N F O R M A T I O N

『助成財団センター研修懇談会』のご案内
 「新公益法人制度への移行について～質疑応答を中心に」

新公益法人制度における新しい公益認定法人への移行にあたっての会計、財務基準、財産等についての概要（遊休財産や公益目的事業比率の計算例等）を解説した上で、主として皆さまからのご質問に具体的に答えます。

皆さまこの機会に奮ってご参加ください。

日時：2月25日（月） 13：30～16：50

場所：御茶ノ水 損保会館 5階 502-503会議室
 （東京都千代田区神田淡路町2-9）

<予定プログラム>

- (1) 新公益法人制度への移行についての概要
- (2) 遊休財産、公益目的事業比率・公益目的取得財産残額の計算例
- (3) 質疑応答中心

講師：公認会計士 出塚 清治（出塚会計事務所）

会費：センター会員 5,000円 一般 7,000円

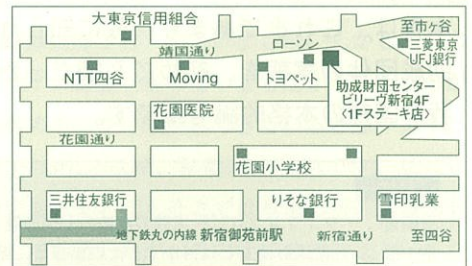
定員：110名

プログラムは一部内容が変更になる場合がございますのでご了承ください。

お問合せは、田島までお願いいたします。TEL：03-3350-1857

編集後記

- ◆新年になってもう1か月が過ぎようとしていますが、本年もよろしくお願ひ申し上げます。
- ◆今年には12月からいよいよ新しい公益法人制度ならびに新たな公益法人税制・寄附税制がスタートするまさに記念すべき年です。今号の理事長対談は、制度改革で公益法人界を牽引車として引っ張ってこられた(財)公益法人協会の太田達男理事長に満を持してご登場願ひました。太田さんは今回の制度改革以前から公益法人に深くかかわりを持たれ、また公益法人協会は、今から20年以上前に既に法人設立の準則主義や第三者委員会の設置などまさに先駆的な提言をしてきていました。今般の制度改革の時期に(財)公益法人協会の理事長に太田さんがおられたことは天の配剤であったのではないのでしょうか。
- ◆巻頭言の市川さんは、昨年発行した『民間助成イノベーション』で、制度改革の章を担当、執筆されています。太田さんと同じく制度改革をチャンスと捉えることが大事だとされています。
- ◆2年に1度の刊行の『助成団体要覧』の2008年版が2月上旬に発行されます。88年の初版から今回ようやく1,000を超える団体を収録することができました。また量だけではなく、研究助成と事業助成の内訳、給与奨学金と貸与奨学金の内訳、個々のプログラムでの応募件数など新項目も大幅に増やしております。会員の皆さまへは刊行後、1冊お送りいたしますので、是非ご活用下さい。（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.62 Jan. 2008

編集・発行 財団法人 助成財団センター
 発行日 2008年1月31日
 編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
 Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
 URL <http://www.jfc.or.jp>
 E-mail pref@jfc.or.jp